

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル審査要領

1. プレゼンテーション

- (1) 参加者は、5 人以内とする。
- (2) 1 参加者につき説明時間は 20 分、質疑時間については 15 分程度とする。
- (3) プロジェクターを使用し説明する場合は、当市においてスクリーン及びプロジェクターを準備する。

2. 審査項目及び審査観点

本事業について次のとおり審査する。

審査項目	審査基準	配点
地元企業の活用等	a 地元企業を積極的に活用し、その活用方法は適切か	20 点
事業の進め方、体制	a 事業者間の役割分担は明確かつ適切なものとなっているか b 市との連絡及び調整が速やかに行える体制となっているか c 適切な業務計画となっているか d 業務の効率化を図り、工期を短縮させる努力がなされているか	15 点
事業の提案額	a 見積の記載内容に妥当性があり、提案額がより安価に設定されているか	15 点
リース期間中の維持管理の進め方、体制	a 照明灯の不具合等に迅速に対応できる維持管理体制の構築ができているか	10 点
LED 導入による効果	a 製品性能及び電気料金、CO ₂ 削減量	10 点
過去の実績	a 自治体における LED 照明灯導入実績	10 点
独自の工夫	a 参加者の提案に独自性があり筑紫野市にとって有益か b 施設環境・利便性を考慮した提案となっているか	20 点

3. 審査員

次に掲げる 6 人を審査員とする。

審査員の人数が変更となる場合や審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、4 人以上であれば参加可能な審査員のみにによる審査を実施する。

また、4 人を下回る場合は、4 人以上となるまで、下記に記載の順に参加できない審査員が代替の審査員を指名するものとする。

なお、各候補者の審査は全て統一の審査員による審査結果を用い、いずれかの候補者の企画提案に参加できなかった審査員の審査結果は、他の候補者の審査結果においても無効とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 企画政策課長
- (3) こども政策課長
- (4) 健康推進課長
- (5) 建築課長
- (6) 教育政策課長

4. 審査方法について

審査は筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル審査委員会において、課題に対する提案の的確性及び実現性を企画提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）により審査する。

プレゼンテーションは、提出書類の表現を補足する説明及び審査委員からの質疑により審査する。

また、各審査委員は上記の審査項目について、的確性、実現性、機能性等の観点から5段階で評価し、それぞれの評価係数を乗ずるものとする。

優先交渉権者は、参加者ごとに審査員全員の点数を合計し、もっとも高い得点を獲得した参加者とする。

なお、もっとも高い得点を獲得した参加者が複数ある場合は、提案額が安価な者を優先交渉権者とする。

ランク	審査区分	係数
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

5. 留意事項

- (1) 提案内容については一定以上の水準を確保するため、評価の基準点を60点と定め、それに満たない場合や審査項目のうち、半数以上の審査委員が評価係数E（劣る）と判定する項目が1つでもあった場合は不採択とする。
- (2) 市の要求水準を満たす提案が無かった場合は、候補者の選定は行わない。
- (3) 参加者が1者の場合であっても、市の要求水準を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として選定する。